

宇都宮短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び宇都宮短期大学学則（以下「学則」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、宇都宮短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

音楽

人間福祉

食物栄養学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第 12 条第 1 項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「宇都宮短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。